

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日に、
お盆の日は、
お盆の翌日に
お盆の翌日に
お盆の翌日に)

目 次

◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政・能力開発課)

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(シ)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

一 訓練手当の支給対象者の範囲の拡大(第三条関係)

訓練手当の支給対象者に、学校等を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内の事業所から当該災害により採用の内定が取り消され、卒業後において安定した職業に就いていないものを新たに加えることとした。

二 基本手当の日額の引き上げ(第四条関係)

基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
二十歳以 上 鳥取市の地域に 居住する者	三、七二〇円	三、七五〇円

三 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 二は平成七年四月一日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

- 一 職業訓練受講奨励資金の月額を一万八千五百円(現行一万八千円)に引き上げることとした。(第五条関係)
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、同法第八十二条の二に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）

第四条第二項第一号中「三千七百十円」を「三千七百五十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千三百二十円」を「三千三百六十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第二項及び第三項の規定は、平成七年四月一日から適用する。
- 3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成七年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一万八千円」を「一万八千五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。